

提出を忘れずに！

○児童扶養手当の現況届

現在、手当を受給している方も、受給資格を確認するために現況届の提出が必要です。現況届を提出しないと11月以降の手当が受給できなくなります。

《提出期限》

8月31日(月)まで

児童数	区分	支給金額(月額)
1人	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円(所得に応じて決定)
2人	全部支給	10,190円を加算
	一部支給	10,180～5,100円を加算(所得に応じて決定)
3人以上	全部支給	1人増加するごとに6,110円を加算
	一部支給	1人増加するごとに6,100円～3,060円を加算(所得に応じて決定)

児童扶養手当とは

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童(障害のある児童は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進のため支給されます。

受給資格者

次の条件のいずれかに該当する児童を監護している方(母・生計を同じくする父または養育者)は、申請により受給することができます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害がある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他(父または母が引き続き1年以上遺棄・拘禁されている児童など)

※①から⑤のいずれかに該当する場合でも、日本国内に住所がないときや労働・公的年金を受けることができないとき、一定額以上の所得があるときなどは手当が支給されない場合があります。

※父または母と子ども一人世帯の場合、年間160万円未満の収入額で全部支給、年間160万円以上365万円未満の収入額で一部支給に該当します。

☎(82)3400
申請健康こども課こども班

○特別児童扶養手当の所得状況届

現在、特別児童扶養手当を受給している方は、忘れずに所得状況届を提出してください。所得状況届を提出しないと、手当を受けられなくなることがあります。

《提出期間》

8月12日(水)～

9月11日(金)

特別児童扶養手当とは
 家庭で介護されている心

特別児童扶養手当支給額(児童1人あたり月額)

特別児童扶養手当等級	令和2年4月～
1級(重度障害児)	52,500円
2級(中度障害児)	34,970円

☎(84)1257

申請福祉課障害福祉班

身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に役立つことを目的として、児童を養育する人に支給される手当です。

受給資格者
 身体や精神に国が定める認定基準に該当する程度の障害のある児童(20歳未満)を養育している人。

ただし、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるとき、施設等に入所しているときなどは、手当が支給されません。

○ひとり親家庭等への医療費等助成制度

ひとり親家庭の父または母とその児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)に対し、医療費の助成を行っています。

助成額

医療機関等で支払った自己負担額から、一部負担額を差引いた額。

資格登録

受給資格申請書及び添付書類を提出。(既に登録のある方も、資格更新のため、児童扶養手当現況届と一緒に提出が必要です。)

☎(82)3400

申請健康こども課こども班

